

Ⅱ【第73号議案】 指定管理者の指定の件（神戸市立海外移住と文化の交流センター）

第 73 号議案

指定管理者の指定の件（神戸市立海外移住と文化の交流センター）

次のとおり地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項に規定する指定管理者を指定する。

令和7年11月27日提出

神戸市長 久 元 喜 造

1 公の施設の名称

神戸市立海外移住と文化の交流センター

2 指定管理者

神戸市中央区山本通3丁目19番8号

神戸市立海外移住と文化の交流センター共同事業体

代表者 ピアサービス株式会社

代表取締役 岸本 吉充

3 指定期間

令和8年4月1日から令和13年3月31日まで

理 由

神戸市立海外移住と文化の交流センターの指定管理者の指定をするに当たり、議会の議決を経る必要があるため。

神戸市立海外移住と文化の交流センターの指定管理者の指定等について

1. 公の施設の名称

神戸市立海外移住と文化の交流センター

2. 指定管理者

神戸市立海外移住と文化の交流センター共同事業体

代表者 ピアサービス株式会社（代表取締役 岸本 吉充）

明石市松の内1丁目1番26号

構成員 一般財団法人日伯協会（理事長 池田 育嗣）

特定非営利活動法人関西ブラジル人コミュニティCBK

（理事長 東連寺 八郎）

特定非営利活動法人芸術と計画会議（理事長 築山 有城）

3. 指定期間

令和8年4月1日～令和13年3月31日

4. 債務負担行為

期間：令和7～12年度 限度額：290,000千円

5. 令和8年度予定額

57,812千円

6. 選定までのスケジュール

応募要領配布期間：令和7年7月7日～令和7年8月1日

現地見学会：令和7年7月18日

質問受付期間：令和7年7月21日～令和7年7月25日

応募書類受付期間：令和7年8月18日～令和7年9月1日

選定評価委員会：令和7年9月18日

7. 選定理由

提出を受けた提案書類について、事業実績、事業計画、運営体制、収支計画等を評価項目に基づいて総合的に評価選定を行った。その結果、下記の理由により上記の団体が指定管理者候補者として最適であると選定した。

①施設運営・事業実施における運営の基本方針が、当センター設置目的と合致しており、具体的かつ現実的な提案内容であった。

②共同体の構成員の強みを活かし、JICA や市内の大学、KIITO 等、多様な団体との繋がりが強化され、多様な客層の呼び込みが期待できる。

③施設の管理運営体制について、総合的に優れていることから、安定的な運営が期待できる。

8. 主な提案内容

- ・実績に基づいた安定的な管理、運営体制の確保
- ・移住ミュージアムの展示内容や年に2回程度実施する企画展について、外部の有識者を含めた企画検討委員会を設け、集客に向けた取組みとなるよう見直しを行う。
- ・幅広い層にセンターを知ってもらうための多様なイベントの開催や、日系南米人等在住外国人の相談窓口運営や教育学習支援教室を開催。
- ・芸術作品の鑑賞だけでなく、アーティストと直接交流できるトークプログラムやワークショップ等、幅広い層が芸術を体験できる機会の創出

9. 評価項目・評価結果

選定基準	配点	候補者
申請者に関する項目	10	10.0
地域経済の活性化に関する項目	10	6.0
事業運営に関する項目	40	31.0
管理運営に関する項目	20	17.0
管理コスト	10	10.0
指定期間の長期化による取組み	10	8.0
合計	100	82.0

10. 応募団体

神戸市立海外移住と文化の交流センター共同事業体

代表者 ピアサービス株式会社（代表取締役 岸本 吉充）

明石市松の内1丁目1番26号

構成員 一般財団法人日伯協会（理事長 池田 育嗣）

特定非営利活動法人関西ブラジル人コミュニティC B K

（理事長 東連寺 八郎）

特定非営利活動法人芸術と計画会議（理事長 築山 有城）

〔施設の概要〕

(1) 設立趣旨

海外移住の歴史及び意義の継承、地域に在住する外国人等との交流並びに国際的な芸術の交流を通じて、多様な文化が共生するまちづくりに資するために設置する。

(2) 所在地

神戸市中央区山本通3丁目19番8号

(3) 開設時期

平成21年6月3日

(4) 規模構造

本館：鉄筋コンクリート造・地上5階建て

別館：鉄筋コンクリート造・地上1階建て

(5) 施設内容

① 移住ミュージアム機能・・・「希望と未知への船出の広場」

（神戸に関連する海外移住に係る資料の展示、収集、関連情報の発信）

② 在住外国人支援機能・・・「多文化との共生の広場」

（日系南米人を中心とした地域に在住する外国人等の支援、相互理解及び共生の促進）

③ 国際芸術交流機能・・・「芸術を生かした創生の広場」

（地域の諸資源を活用した国際的な芸術の交流に係る活動の展開）

以上の3つの機能を行うとともに、貸館事業として、会議室（大・小）、セミナールーム、ホールなどの施設について、使用料を徴収して一般に貸出しを行う。

(6) 開館時間・休館日

開館時間 午前9時から午後10時まで

休館日 毎週月曜日、年末年始（12月29日～翌年1月3日）

(7) 利用状況

年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
訪問者数	45,528	51,704	56,417